

## 第8章 介護保険サービスの充実

本市では、在宅で利用できる介護保険サービスの充実を図るとともに、施設での安心した生活を実現するため、近隣市町村との連携を図りながら介護保険事業を運営します。

### 1 居宅系サービスの充実

#### (1) 居宅サービス/介護予防サービス

居宅介護サービスは、在宅における自立した生活ができるよう支援するものです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

当市では、サービス利用者の需要に対するサービスの供給量を確保するよう努めていきます。

#### ○各サービス一覧

<b>①訪問介護</b>
サービス概要
訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が、要介護者等の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。
<b>②訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護</b>
サービス概要
要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
<b>③訪問看護 / 介護予防訪問看護</b>
サービス概要
訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

<b>④訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション</b>	
サービス概要	
<p>病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士、または、作業療法士が要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。</p>	
<b>⑤居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導</b>	
サービス概要	
<p>要支援者・要介護者に対して、病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理・指導等を行うサービスです。</p>	
<b>⑥通所介護</b>	
サービス概要	
<p>要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練等を受けるサービスです。</p>	
<b>⑦通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション</b>	
サービス概要	
<p>要支援者・要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供、心身の機能の維持回復を図るための理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。</p>	
<b>⑧短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護</b>	
サービス概要	
<p>要支援者・要介護者が短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。</p>	
<b>⑨短期入所療養介護（老健） / 介護予防短期入所療養介護（老健）</b> <b>⑩短期入所療養介護（病院等） / 介護予防短期入所療養介護（病院等）</b>	
サービス概要	
<p>要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。</p>	

<b>⑪福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与</b>
サービス概要
要支援者・要介護に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。

<b>⑫特定福祉用具購入費 / 特定介護予防福祉用具購入費</b>
サービス概要
要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具（入浴用品や排せつ用品）を購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。

<b>⑬住宅改修 / 住宅改修（予防給付）</b>
サービス概要
要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。

<b>⑭特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護</b>
サービス概要
有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、及び療養上の世話等を行うサービスです。

①訪問介護 / (介護予防訪問介護)

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	回数(回)	1,537.3	1,637.5	1,461.0	1,986.9	2,002.0	2,021.2
	人数(人)	153	165	183	197	202	211
介護予防訪問介護	人数(人)	69	23	2			

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

平成28年1月より、介護予防訪問介護サービスは地域支援事業に移行し実施しています。

②訪問入浴介護 / 介護予防訪問入浴介護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴介護	回数(回)	33.6	35.3	39.0	50.6	53.0	56.1
	人数(人)	9	10	10	13	14	15
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	2.3	7.0	9.0	9.0	9.0
	人数(人)	0	0	1	1	1	1

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

## ③訪問看護 / 介護予防訪問看護

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問看護	回数(回)	112.0	144.0	132.0	167.3	174.0	174.0
	人数(人)	26	27	27	32	33	33
介護予防訪問看護	回数(回)	15.3	15.8	15.0	17.2	21.9	22.0
	人数(人)	3	3	4	4	5	5

今後、在宅での医療的管理が必要な要支援者・要介護者の増加が見込まれ、地域包括ケアの観点からも本サービスの重要性は高まると考えられます。

市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

## ④訪問リハビリテーション / 介護予防訪問リハビリテーション

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問リハビリテーション	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

近年、要支援者・要介護者ともに利用実績はみられませんが、サービス提供事業者、供給量ともに整っています。サービスが必要な方や潜在的に利用を望んでいる者が存在することも考えられるため、利用希望者には円滑にサービス提供ができるよう努めます。

⑤居宅療養管理指導 / 介護予防居宅療養管理指導

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅療養管理指導	人数（人）	35	31	32	37	38	39
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	3	1	1	1	1	1

このサービスは、訪問看護、訪問介護、医師の往診などとの兼ね合いがあるため、これら関係機関と調整を図りつつ、医療・保健・福祉・介護の総合的な見地からサービスを提供する必要があります。療養管理の効果、在宅医療の拡充という観点からも、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用を推進します。

⑥通所介護 / （介護予防通所介護）

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	回数（回）	3,235	1,996	1,893	2,004.3	2,028.5	2,045.6
	人数（人）	413	260	246	259	262	264
介護予防通所介護	人数（人）	159	35	0			

利用者も多く、居宅サービスの中心的なサービスです。要支援者・要介護者の閉じこもり予防等の効果、介護する家族等の負担軽減にも役立つことが、利用の背景にあると考えられます。

今後も、市内の事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

平成28年1月より、介護予防通所介護サービスは、地域支援事業に移行し実施しています。

## ⑦通所リハビリテーション / 介護予防通所リハビリテーション

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所リハビリテーション	回数(回)	1,093.6	1,099.3	1,088.0	1,134.4	1,150.0	1,150.0
	人数(人)	143	145	140	149	151	151
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	26	19	19	24	25	25

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。

市内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。

## ⑧短期入所生活介護 / 介護予防短期入所生活介護

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所生活介護	日数(日)	11,877.8	13,130.1	14,502.0	14,878.0	15,043.0	15,083.0
	人数(人)	473	510	589	604	609	611
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	86.6	111.4	122.0	138.0	138.0	138.0
	人数(人)	8	9	10	14	14	14

サービス提供事業者、供給量ともに整っており、十分なサービスが確保される見込みです。市内及び近隣の医療機関や訪問看護事業所に働きかけ、情報交換や運営指導により、質の高いサービスの確保に努めます。

このサービスは、本来、在宅での生活を続けていくための介護サービスであることから、施設や居宅介護支援事業所に対して、趣旨を十分に理解した運用を要請していきます。

⑨短期入所療養介護（老健） / 介護予防短期入所療養介護（老健）

⑩短期入所療養介護（病院等） / 介護予防短期入所療養介護（病院等）

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所療養介護 （老健）	日数（日）	20.9	53.6	37.0	82.0	94.0	106.0
	人数（人）	2	4	3	7	8	9
介護予防短期入所療養介護 （老健）	日数（日）	1.1	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所療養介護 （病院等）	日数（日）	44.1	0	0	0	0	0
	人数（人）	2	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	日数（日）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

要支援者による利用はほとんどなく、要介護者のみの利用となっており、短期入所療養介護（老健）のサービス利用は増加傾向で推移しています。

短期入所生活介護と同様、このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであり、今後は適正な運用が図られるよう、施設や居宅介護支援事業所に対して趣旨を十分に理解した運用を要請していきます

⑪福祉用具貸与 / 介護予防福祉用具貸与

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉用具貸与	人数（人）	361	367	367	380	384	387
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	48	50	60	63	63	63

利用者数は増加傾向であり、今後も引き続き、利用者の身体状況に適した福祉用具となっているかなどの実態調査を行うなど現状の把握に努めます。

より高品質なサービスの提供を図るため、市内及び近隣事業所との情報交換や運営指導により、より質の高いサービスの確保に努めます。



## ⑫特定福祉用具購入費 / 特定介護予防福祉用具購入費

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定福祉用具購入費	人数（人）	9	9	8	9	9	9
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	2	4	3	5	5	5

要支援者・要介護者ともにサービスの利用者は一定の水準で推移しており、今後も身体状況に合わせた、適正な福祉用具の購入がされているか検証し、適正給付に向けて事業者への情報提供、指導に努めます。

## ⑬住宅改修 / 住宅改修（予防給付）

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
住宅改修	人数（人）	7	6	5	7	7	7
介護予防住宅改修	人数（人）	4	4	3	4	4	4

サービスの利用者数は、一定の水準で推移しています。今後とも、広報に力を入れ、サービスの周知を図ります。

また、適正な改修が行われているか把握し、事業者に対して研修等を通して指導を行います。利用者が日常生活をどのように変えたいのかを導き出し、利用者にとって望ましい、適切な改修が行われるよう支援に努めます。

## ⑭特定施設入居者生活介護 / 介護予防特定施設入居者生活介護

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定施設入居者生活介護	人数（人）	52	56	64	75	80	85
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	3	5	8	10	10	10

利用者は増加傾向で推移しており、高齢者の住まいの確保の観点や社会情勢などを踏まえ今後も利用が伸びると考えられます。

有料老人ホーム・軽費老人ホーム等が新たに特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けるケースを考慮するなど、サービスの利用者数の把握と適切な対応に努めます。

## (2) 地域密着型サービス/地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要支援者・要介護者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。なお、本市では市全体を1つの圏域としています。

### ○各サービス一覧

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービス概要
利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせて、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

②夜間対応型訪問介護
サービス概要
夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。

③認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護
サービス概要
認知症であっても日常生活動作において自立している要支援・要介護者認定者がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。

④小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護
サービス概要
要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

**⑤認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護**

サービス概要

認知症対応型共同生活介護とは、グループホームのことであり、入居している認知症要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行います。

**⑥地域密着型特定施設入居者生活介護**

サービス概要

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

**⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

サービス概要

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。

**⑧看護小規模多機能型居宅介護**

サービス概要

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

**⑨地域密着型通所介護**

サービス概要

利用定員 18 名以下の事業所が提供する通所介護サービスです。要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数（人）	0	0	0	0	0	0

現在、本市に事業所はなく、サービスの利用実績はありません。  
第7期期間中に本市におけるサービス提供は見込んでいません。  
現在実施している訪問介護、訪問看護サービスで対応していき、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

②夜間対応型訪問介護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0

本サービスは地域密着型に位置づけられていますが、事業として安定的に運営していくためには、一定規模以上の利用対象が必要です。本市においては、現在実施している訪問介護サービスで対応していき、必要に応じてサービス提供の基盤整備を検討します。

③認知症対応型通所介護 / 介護予防認知症対応型通所介護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型通所介護	回数（回）	57.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	5	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0

現在、本市ではサービス提供はありませんが、利用ニーズを踏まえた上で、必要に応じて市内の従来の通所系サービスとのバランスのとれた基盤整備を検討します。

## ④小規模多機能型居宅介護 / 介護予防小規模多機能型居宅介護

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	17	16	16	18	18	18
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	2	2	1	2	2	2

市内では1事業者がサービスを提供しています。地域密着型サービスの中でも、小規模多機能型居宅介護は在宅生活を多面的に支援するサービスとして有効であるため、利用状況とニーズを踏まえながら必要に応じて今後の基盤整備を検討します。

## ⑤認知症対応型共同生活介護 / 介護予防認知症対応型共同生活介護

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	78	79	79	81	81	81
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	1	0	0	0	0	0

現在、市内には6施設あります。軽中度の要介護認定者等にとって、共同で生活することは症状改善の一定の効果がありますが、施設サービスの代わりとなることも予想されるので一定の歯止めも必要です。

認知症高齢者の増加が見込まれる中で、支援の充実を図るためにも、サービス基盤の整備を考慮する必要がありますが、指定及び監督の権限が市にあることから、事業者と慎重に協議しながら整備を検討します。

## ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

サービスの利用実績はありません。

同内容のサービスは居宅サービスにおいて提供されていますが、当面、地域密着型でのサービス提供は見込んでいません。今後、状況に応じて整備を検討します。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	49	46	53	87	87	87

現在、市内には2施設あり、29年度末には1施設新設予定となっております。入所基準を適切に運用し、居宅では介護が困難な重度の方の優先入所に努めます。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

サービスの利用実績はありません。

平成27年度より、「複合型サービス」の名称が、「看護小規模多機能型居宅介護」となりました。

現在、事業者の参入の見通しもないことから、第7期期間中に本市におけるサービス提供は見込んでいません。今後は、市内の既存サービス事業者を中心に複合型事業所としての登録意向などを把握しながら、状況に応じて整備を検討します。

⑨地域密着型通所介護

●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	回数（回）		1,288.9	1,092.0	1,155.4	1,165.9	1,173.4
	人数（人）		150	142	146	147	148

平成28年4月から開始されたサービスで、利用定員18名以下の少人数で地域に密着した通所介護サービスです。地域包括ケアシステムの構築を図る観点から地域密着型サービスに位置付けられます。

### (3) 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、要介護者等が居宅において日常生活を営むことができ、要支援者は効果的に介護予防に取り組めるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援者・要介護者にあったサービス等の種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

#### ○各サービス一覧

居宅介護支援/介護予防支援	
サービス概要	
<p>要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。</p>	

#### ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護支援	人数（人）	1,139	1,155	1,196	1,268	1,284	1,301
介護予防支援	人数（人）	269	131	91	98	103	108

要介護認定者の増加に伴い、介護保険サービスの利用者も増加し、ケアプランの作成数も増加しています。

また、平成28年1月より、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業に移行されていることから、要支援1・2によるサービス量は減少しています。

要介護者等の心身の状況や環境を把握し、本人や家族の意向が組み入れられたケアプランが作成されているかなど、ケアプランの妥当性を評価するとともに、ケアマネジャーの資質の向上を図る必要があります。

ケアプランの評価を軸にして研修等を行い、ケアマネジャーの資質向上を図ります。また、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができるよう、ケアマネジャーの支援に努めます。

## 2 施設サービスの充実

施設介護サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者の方に、施設において生活支援を行うものです。

### (1) 施設サービス

#### ○各サービス一覧

<b>①介護老人福祉施設</b>
サービス概要
介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
<b>②介護老人保健施設</b>
サービス概要
在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護認定者を対象としています。
<b>③介護療養型医療施設</b>
サービス概要
急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。 なお、医療制度改革により、平成 29 年度での廃止が決まっていたが、平成 35 年度までに期限が延長されました。
<b>④介護医療院</b>
サービス概要
介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。



## ①介護老人福祉施設

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	人数（人）	271	266	268	271	274	298

現在、市内に4施設あります。入所基準を適切に運用し、真に居宅では介護が困難な重度の方を優先して入所させ、待機者に対しては居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせることにより、居宅での生活を支援する体制づくりを進めます。

## ②介護老人保健施設

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	人数（人）	246	243	248	250	253	260

現在、市内には2施設あり、病院から在宅介護に移る中間施設ですが、介護老人福祉施設への待機入所も多く見受けられ、他市町村からの利用者も多いため、利用希望者の把握を行いながら、利用希望者がサービス利用できるよう情報提供に努めます。

## ③介護療養型医療施設

## ●サービスの利用実績と見込み

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設	人数（人）	0	0	1	1	1	1

現在、本市ではサービス提供はありませんが、市外施設の利用を見込み、第7期計画期間中は1名の利用を見込んでいます。

## ④介護医療院【新設】

介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。

現状では療養病床からの転換による参入の見通しも立たないことから、今後の状況を踏まえながら、必要に応じてサービス基盤の整備を検討していきます。

### 3 介護給付等費用適正化事業

#### (1) 介護給付適正化計画

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである、介護保険事業の運営の安定化を図ります。

本市では、介護給付等費用適正化事業として、第7期計画期間においても、主要5事業の継続実施を計画しています。

##### ●介護給付等費用適正化事業主要5事業

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付通知

##### ①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または認定に係る認定調査の内容について市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

##### ②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、市職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確認するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善します。

##### ③住宅改修等の点検

###### ●住宅改修の点検

保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。

###### ●福祉用具購入・貸与調査

保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

#### ④医療情報との突合・縦覧点検

##### ●縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

##### ●医療情報との突合

医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行います。

#### ⑤介護給付費通知

保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげます。

### (2)介護給付適正化計画の実施目標

事業名	取組開始年度	実施目標 (実施率・月数・回数・対象等を具体的に設定)			
		30年度	31年度	32年度	
要介護認定の適正化	継続	委託している認定調査の結果の保険者による点検及び市職員が実施した認定調査結果の調査担当者以外の職員による点検。(全件を点検する。実施率100%) 市の認定調査員を増員する。	委託している認定調査の結果の保険者による点検及び市職員が実施した認定調査結果の調査担当者以外の職員による点検。(全件を点検する。実施率100%)	委託している認定調査の結果の保険者による点検及び市職員が実施した認定調査結果の調査担当者以外の職員による点検。(全件を点検する。実施率100%)	
ケアプランの点検	継続	市内全22事業所(実施率100%)を対象に年2回各事業所2プランを点検する。ケアプラン点検担当を2名体制にし、点検の充実を図る。点検後、管理者及び担当ケアマネと面談を実施する。	市内全22事業所(実施率100%)を対象に年2回各事業所2プランを点検する。ケアプラン点検担当を2名体制にし、点検の充実を図る。点検後、管理者及び担当ケアマネと面談を実施する。	市内全22事業所(実施率100%)を対象に年2回各事業所2プランを点検する。ケアプラン点検担当を2名体制にし、点検の充実を図る。点検後、管理者及び担当ケアマネと面談を実施する。	
住宅改修等の点検	住宅改修の点検	継続	【事前申請】随時 【事後申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)	【事前申請】随時 【事後申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)	【事前申請】随時 【事後申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)
	福祉用具購入調査	継続	【支給申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)	【支給申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)	【支給申請】毎月 (全件を点検する。 実施率100%)
	福祉用具貸与調査	継続	【書面等の確認】随時 (全件を点検する。 実施率100%)	【書面等の確認】随時 (全件を点検する。 実施率100%)	【書面等の確認】随時 (全件を点検する。 実施率100%)
縦覧点検・医療との突合	継続	【結果確認】毎月 (毎月確認する。 実施率100%)	【結果確認】毎月 (毎月確認する。 実施率100%)	【結果確認】毎月 (毎月確認する。 実施率100%)	
介護給付費通知	継続	年2回	年2回	年2回	

### (3) サービスの質の向上

介護保険サービスについては、量的な整備とともに、質の向上が非常に重要です。そのためには、介護・福祉・看護等の専門的知識と経験を有する人材が重要であることから、ケアマネジャーの育成・指導のほか、介護サービス事業所について、指定の有効期間内に1回以上の実地指導が実施できるよう計画的に取り組みます。

また、事業者に対する情報の公表を義務づけるものとして介護サービス情報の公表制度も設けられています。この制度のもと、利用者への情報提供を推進することにより、利用者が適切なサービスを選択できるよう努めます。

さらに、提供する情報の充実を図るため、事業者自らによるサービス自己評価を促進します。事業者やサービスの質に関する客観的な基準に基づいた評価情報を提供することにより利用者のサービス選択の結果が事業者の事業運営に反映されるという介護サービスの質の向上への還元効果が期待できます。

### (4) 事業者との連携

利用者にとって望ましいサービス提供を実現するため、事業者との情報の共有化のほか、事業者相互の情報交換や連携を促進します。高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、各事業者との連携、事業者間調整を図ります。

### (5) 近隣市町村との連携

介護保険サービスは、市町村の枠を越えて利用されています。サービス基盤の充実やサービスの向上については、近隣市町村との情報交換や調整など広域的な連携が重要となっています。圏域単位で提供する地域密着型サービスの相互利用を含め、さらなるサービスの充実に向けて広域連携を強化していきます。

### (6) 介護人材等の確保

介護サービス等が円滑に提供されるよう、サービス事業所等の介護人材確保に向けた取組みを支援します。

また、生活支援サービスを充実するため、高齢者サポーター養成講座等の実施により、元気な高齢者等が支援の担い手となる支え合いの体制づくりを構築します。

介護予防の推進においては、介護予防ボランティア養成講座等を通じて、地域ごとに行う介護予防活動のリーダーを養成していきます。

さらに、小・中・高校生を対象とした福祉・介護体験等を実施し、福祉や介護の仕事の魅力を伝え、介護等の仕事に対するイメージアップを図ります。

## 4 サービス利用のための支援

### (1) 介護保険制度の普及、制度及びサービスの周知

介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、広報紙、市ホームページなど、多様な情報媒体を活用し、制度の意義や仕組みの普及啓発に努めます。

また、民生委員などによる啓発活動、各種会合や研修会への講師派遣などのさまざまな機会を捉えて、介護保険制度さらには市の福祉サービスも含めたサービス全般の周知を図ります。

### (2) 事業者情報等の周知

利用者にとって望ましいサービス提供を実現するため、介護サービス事業者に対する情報提供を積極的に進めます。

介護サービスの事業者に関しては、ホームページを中心に、市内の最新の事業者情報を検索できるよう働きかけます。また、保険者として事業者に対し法令遵守や契約条項の履行徹底を図るため、適切な指導等に取り組んでいきます。

サービス利用者とその家族が容易に情報を取得できるよう、関係機関と協力しながら介護サービスの提供事業者に関する情報を積極的に提供していきます。

高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」なども増えてきていることから、高齢者が容易に利用しやすい情報媒体にも配慮します。

### (3) 制度の利用を容易にするための施策

介護保険制度は、誰もが必要なときに必要に応じたサービスを利用できるよう配慮される必要があります。

介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。

### (4) 苦情への対応

介護サービスの普及に伴い多様化する苦情に対しては、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。

県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制の充実を図ります。

## 5 介護保険事業費と保険料

## (1) 介護サービス総給付費の見込み

本章での各サービスの見込みに基づいて給付を算出した結果、第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までの本市におけるサービス給付費の年度ごとの推移は以下のようになりました。

## ●介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、3年間合計で約1億2千万円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護	842	843	843	2,528
介護予防訪問看護	1,251	1,555	1,566	4,372
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	82	82	82	246
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション	6,879	7,293	7,293	21,465
介護予防短期入所生活介護	7,553	7,557	7,557	22,667
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,698	5,698	5,698	17,094
特定介護予防福祉用具購入費	1,660	1,660	1,660	4,980
介護予防住宅改修	4,557	4,557	4,557	13,671
介護予防特定施設入居者生活介護	7,394	7,398	7,398	22,190
介護予防支援	5,264	5,535	5,803	16,602
合計	41,180	42,178	42,457	125,815

## ●居宅サービス給付費

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、3年間合計で約64億8千万円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
訪問介護	69,218	69,751	69,881	208,850
訪問入浴介護	7,109	7,446	7,878	22,433
訪問看護	12,269	12,747	12,747	37,763
訪問リハビリテーション	0	0	0	0
居宅療養管理指導	2,823	2,902	2,976	8,701
通所介護	182,807	185,400	187,081	555,288
通所リハビリテーション	124,215	126,090	126,090	376,395
短期入所生活介護	1,325,702	1,344,035	1,346,985	4,016,722
短期入所療養介護（老健）	9,188	10,554	11,916	31,658
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	50,022	50,609	51,028	151,659
福祉用具購入費	2,952	2,952	2,952	8,856
住宅改修	8,754	8,754	8,754	26,262
特定施設入居者生活介護	116,310	122,036	126,543	364,889
居宅介護支援	219,670	222,871	225,846	668,387
合計	<b>2,131,039</b>	<b>2,166,147</b>	<b>2,180,677</b>	<b>6,477,863</b>

●地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、3年間合計で約19億2千万円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	43,462	43,481	43,481	130,424
認知症対応型共同生活介護	244,120	244,415	244,601	733,136
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	243,724	243,833	243,833	731,390
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	105,912	107,118	107,776	320,806
合計	<b>637,218</b>	<b>638,847</b>	<b>639,691</b>	<b>1,915,756</b>

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,861	1,862	1,862	5,585
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
合計	<b>1,861</b>	<b>1,862</b>	<b>1,862</b>	<b>5,585</b>

地域密着型サービス総合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
	<b>639,079</b>	<b>640,709</b>	<b>641,553</b>	<b>1,921,341</b>



## ●施設サービス

施設サービス給付費は、3年間合計で約46億7千万円の費用を見込んでいます。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護老人福祉施設	749,955	758,232	821,355	2,329,542
介護老人保健施設	763,549	772,600	794,311	2,330,460
介護療養型医療施設	4,129	4,131	4,131	12,391
介護医療院	0	0	0	0
合計	<b>1,517,633</b>	<b>1,534,963</b>	<b>1,619,797</b>	<b>4,672,393</b>

## ●介護サービス総給付費合計

(単位：千円)

総給付費	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
	<b>4,328,931</b>	<b>4,383,997</b>	<b>4,484,484</b>	<b>13,197,412</b>

## (2) 介護保険事業費の見込み

### ○標準給付費見込額

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～平成32年度）、介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

#### ●第7期各年度の標準給付費見込額

（単位：千円）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護サービス総給付費 （一定以上所得者負担の調整後）		<b>4,327,878,264</b>	<b>4,400,586,559</b>	<b>4,527,716,016</b>	<b>13,256,180,839</b>
介護サービス総給付費		4,328,931,000	4,383,997,000	4,484,484,000	13,197,412,000
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額		1,052,736	1,604,028	1,612,824	4,269,588
消費税率等の見直しを勘案した影響額		0	18,193,587	44,844,840	63,038,427
給付費以外の費用		<b>534,837,256</b>	<b>546,218,200</b>	<b>557,568,920</b>	<b>1,638,624,376</b>
特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）		400,860,000	408,877,200	417,055,000	1,226,792,200
特定入所者介護サービス費 等給付額		400,860,000	408,877,200	417,055,000	1,226,792,200
補足給付の見直しに伴う 財政影響額		0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額		115,883,000	118,200,000	120,564,000	354,647,000
高額医療合算介護サービス費等給付額		13,724,000	14,410,000	15,130,000	43,264,000
審査支払手数料		4,370,256	4,731,000	4,819,920	13,921,176
合計		<b>4,862,715,520</b>	<b>4,946,804,759</b>	<b>5,085,284,936</b>	<b>14,894,805,215</b>

※「介護保険事業計画用ワークシート」の表示単位未満の数値を切り捨てて表示しているため、数値の内訳と各合計が一致しない場合があります。

#### ※ 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2割負担者のうち特に所得の高い方の自己負担割合が3割となり、3割負担となることにより、増額される自己負担額です。（増額される自己負担額を介護サービス総給付費より差し引きます。）

#### ※ 消費税率等の見直しを勘案した影響額

平成31年10月に予定されている消費税率改正における財政影響額及び平成29年12月8日閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」における介護人材の処遇改善にかかる財政影響額です。（サービス見込量推計とは別に給付費として見込まれるものです。）

※ 特定入所者介護サービス費

居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。

※ 高額介護サービス費

介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。

※ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。

※ 審査支払手数料

介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

○地域支援事業費

第7期介護保険事業計画期間（平成30年度～平成32年度）の地域支援事業費を以下のように見込んでいます。

●第7期各年度の地域支援事業費の見込額

（単位：千円）

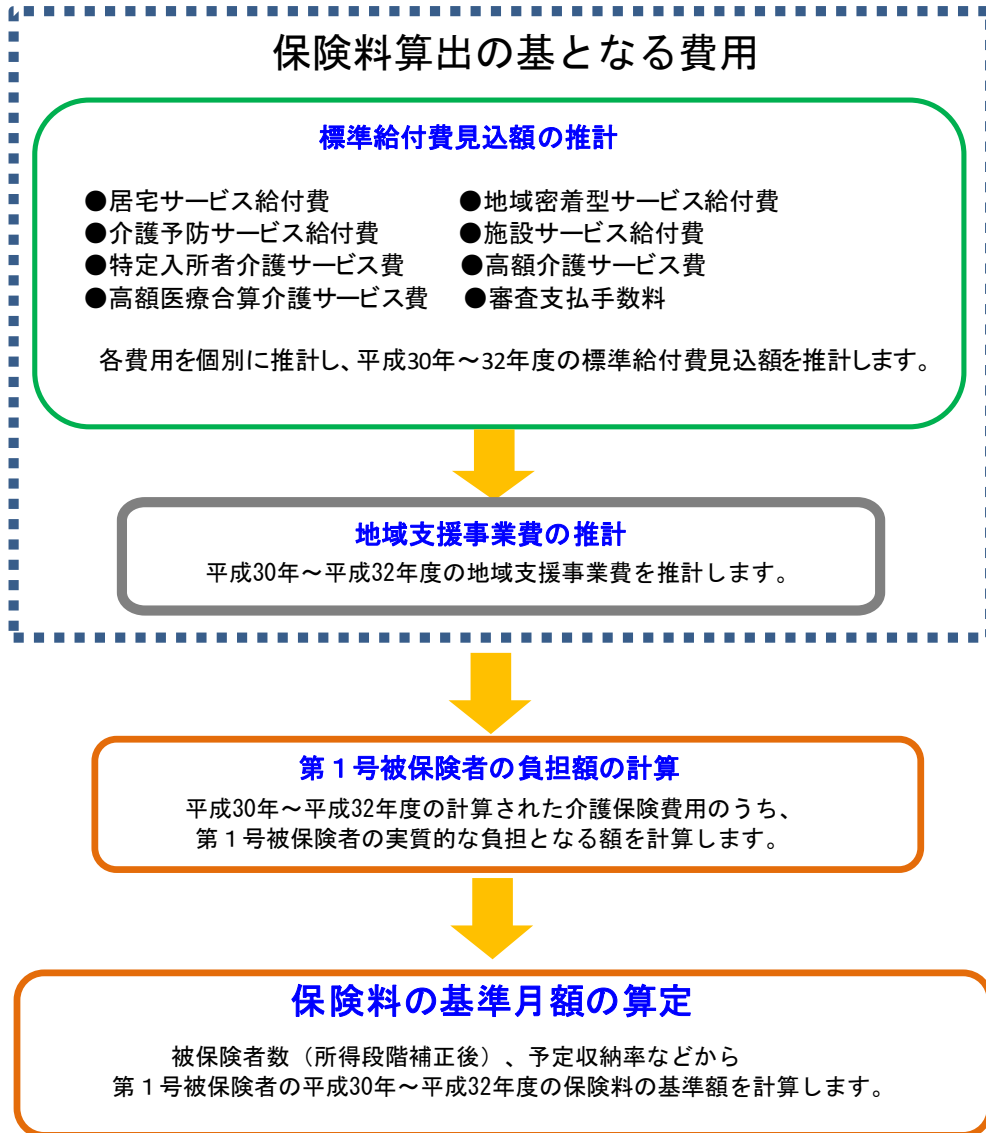
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	107,159,000	108,500,000	108,600,000	<b>324,259,000</b>
包括的支援事業・任意事業費	36,981,000	48,000,000	49,000,000	<b>133,981,000</b>
地域支援事業費計	<b>144,140,000</b>	<b>156,500,000</b>	<b>157,600,000</b>	<b>458,240,000</b>

### (3) 介護保険料の算出の流れと保険料負担割合

#### ○介護保険料の算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

##### ●介護保険料の算出フロー



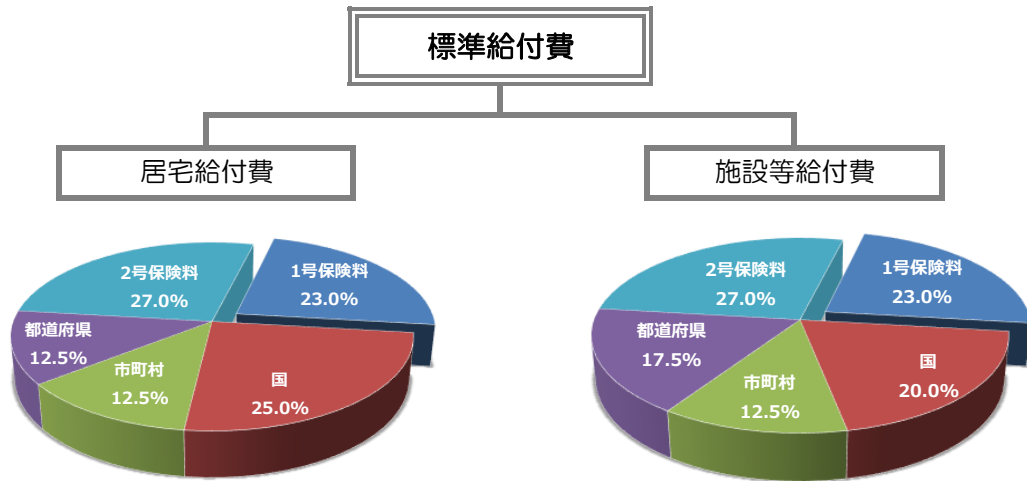
### ○第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

#### ●標準給付費の負担割合

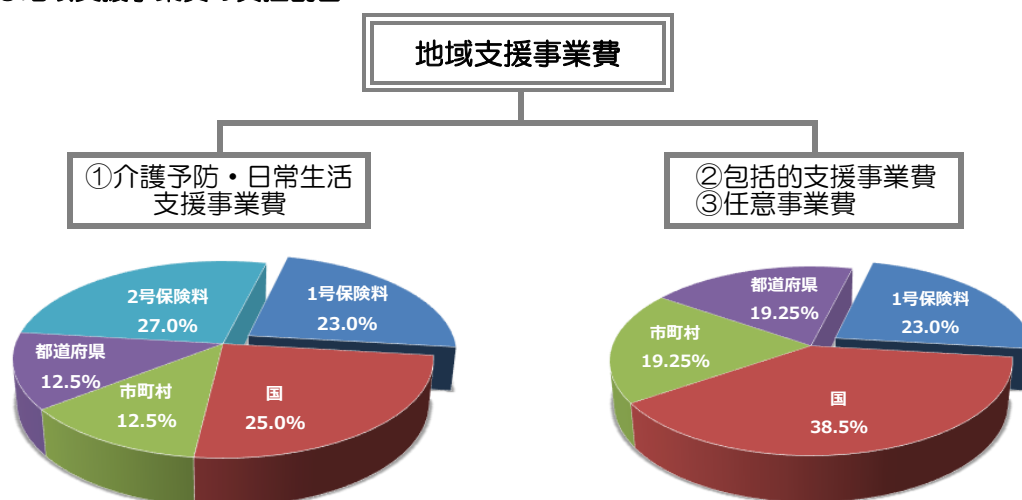


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

●地域支援事業費の負担割合



## (4) 保険料の算定

第7期計画期間（平成30年度～平成32年度）、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

### ● 保険料の算定

（単位：円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	4,862,715,520	4,946,804,759	5,085,284,936	14,894,805,215
地域支援事業費 (B)	144,140,000	156,500,000	157,600,000	458,240,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)【(A+B)×第1号被保険者負担割合23%】	1,151,576,770	1,173,760,095	1,205,863,535	3,531,200,399
調整交付金相当額 (D)	248,493,726	252,765,238	259,694,247	760,953,211
調整交付金見込額 (E)	450,768,000	450,933,000	456,023,000	1,357,724,000
介護給付費準備基金取崩額 (F)				110,000,000
財政安定化基金取崩額 (G)				0
財政安定化基金償還金 (H)				0
保険料収納必要額 (I)【C+D-E-F-G+H】				2,824,429,610
(J) 予定保険料収納率				99.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K) (第1号被保険者数)	11,056 人	11,079 人	11,086 人	33,220 人
保険料基準額(年額) (L)【I÷J÷K】	85,884 円			
保険料基準額(月額) (M)【L÷12】	<b>7,157 円</b>			

試算の結果、保険料基準月額 7,157 円と算出されました。なお、算出にあたっては、被保険者の所得等に応じた保険料段階は9段階に設定したほか、介護保険財政調整基金1億1千万円を取り崩して第1号被保険者負担分を減額しました。

平成30年度から平成32年度における、本市の各保険料段階の保険料額等については次のとおりです。

●保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	( 対 象 者 )	基準額に 対する割合	年 額	月 額
第1段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円以下の者	0.50	42,942円	
第2段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人の公的年金等収入＋合計所得金額 80万円を超え120万円以下の者	0.75	64,413円	
第3段階	○世帯全員が市町村民税非課税かつ 第1段階、第2段階対象者以外の者	0.75	64,413円	
第4段階	○本人が市町村民税非課税(世帯に課税者 有)かつ本人の公的年金等収入＋合計所得 金額80万円以下の者	0.90	77,295円	
第5段階 (基準)	○本人が市町村民税非課税(世帯に課税者 有)かつ第4段階対象者以外の者	1.00	85,884円	7,157円
第6段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額120万円未満の者	1.20	103,060円	
第7段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額200万円未満の者	1.30	111,649円	
第8段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額300万円未満の者	1.50	128,826円	
第9段階	○市町村民税課税かつ 合計所得金額300万円以上の者	1.70	146,002円	